

南相馬市民文化会館（ゆめはっと）施設利用ガイドライン  
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、利用者及び施設管理者の安心・安全を確保するため、「新しい生活様式」の実践を図りながら、南相馬市民文化会館で実施する事業及び施設の利用について、基本的な考え方を示すものです。

国、福島県及び南相馬市の対策本部（以下「国県等」という。）や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日付：全国公立文化施設協会）」等より新たな指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しを図ります。

皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1 期間

令和2年8月1日から当面の間

## 2 すべての来館者への周知・制限

- (1) 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を回避してください。
- (2) マスクを着用し、咳エチケットの徹底を図ってください。
- (3) こまめに手洗い、手指消毒を励行してください。
- (4) 人と人との十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保してください。
- (5) エレベーターの使用は、足の不自由な方や妊娠をされている方等を優先に、密集を回避してください。
- (6) 37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある場合、入館はご遠慮ください。また、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある方、妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報をご確認の上、慎重に来館について判断してください。
- (7) 昼食等の食事は指定された場所（大ホール楽屋、多目的ホール楽屋）以外、自粛してください。なお、熱中症対策のための水分補給は、こまめに行ってください。その際は、飛沫防止のため、会話は控えてください。

### 3 施設利用者の感染予防、感染拡大防止策

#### (1) 各施設の定員について

密集を回避するために本来の定員より削減しております。遵守してください。

| 施設名    |       | 面積                   | 削減した定員          | 備考  |
|--------|-------|----------------------|-----------------|---|
| 大ホール   | 客席    | —                    | 552席<br>車椅子席2席  | 席配置は、四方を空け十分な間隔を確保し密集を避けてください。  |
|        | 楽屋事務室 | 16.2 m <sup>2</sup>  | 4人              |   |
|        | 楽屋1   | 15.1 m <sup>2</sup>  | 3人              |   |
|        | 楽屋2   | 15.6 m <sup>2</sup>  | 3人              |   |
|        | 楽屋3   | 15.4 m <sup>2</sup>  | 3人              |   |
|        | 楽屋4   | 18.4 m <sup>2</sup>  | 4人              |   |
|        | 楽屋5   | 19.3 m <sup>2</sup>  | 4人              |   |
|        | 楽屋6   | 34.6 m <sup>2</sup>  | 8人              |   |
|        | 主催者控室 | 10.4 m <sup>2</sup>  | 2人              |   |
| 多目的ホール | ホール全面 | 144.3 m <sup>2</sup> | 60席<br><br>※36人 | イベント時の客席数の上限。配置は、四方を空けるなど十分な間隔を確保し密集を避けてください。<br>※印の人数は、練習・控室・会議等の目的で利用される場合。 |
|        | 楽屋    | 25.3 m <sup>2</sup>  | 6人              |   |
| ギャラリー  |       | 244.5 m <sup>2</sup> | —               | 人と人との十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保してください。  |
| 練習室1   |       | 11.5 m <sup>2</sup>  | 3人              |   |
| 練習室2   |       | 11.2 m <sup>2</sup>  | 3人              |   |
| 練習室3   |       | 19.5 m <sup>2</sup>  | 5人<br>※3人       | ※印の人数は、舞踊等の息が上がる利用のとき。  |
| 練習室4   |       | 42.8 m <sup>2</sup>  | 12人<br>※6人      | ※印の人数は、舞踊等の息が上がる利用のとき。  |
| 練習室5   |       | 29.5 m <sup>2</sup>  | 8人<br>※4人       | ※印の人数は、舞踊等の息が上がる利用のとき。  |
| スタジオ   |       | 17.0 m <sup>2</sup>  | 4人              |   |

(2) イベント等の開催可否の判断について

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年7月9日改定）に準じて、対応を求めます。

(3) 人数の管理が困難なイベント等について

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できるイベントについては、適切な感染防止策（発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密の回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じた上で開催してください。
- ② 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談する必要があることから、主催者は会館の施設利用担当窓口へお問い合わせください。

(4) 感染拡大防止に係る重要な留意点について

イベント等の形態や場所によってリスクが異なることから、密閉された空間において大声で発声することや、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等については、感染リスクがある可能性が指摘されていることから、上限人数や収容率に関わらず、開催にあたってより慎重に検討してください。

(5) 感染拡大の傾向が見られた場合の対応について

南相馬市の判断・指示により、イベント等の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに参加者及び共催者等の関係者に対して必要な協力要請等を行う場合があります。

## 4 施設の利用にあたっての留意事項

(1) 周知・広報について

次のことについて、施設利用者は来場者を含む参加者へ周知してください。

- ① 入館前に検温を行い、次の条件に該当する方は入館を自粛すること。
  - ・ 37.5℃以上の発熱がある。
  - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
  - ・ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある。
  - ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている方。
- ② マスクを着用し「咳エチケット」、「手洗い、手指消毒」を徹底すること。
- ③ 人と人との十分な間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。
- ④ 感染発生時に備え、利用者の連絡先等の情報提供に応じていただく。また、必要に応じて

保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りが行なわれる場合は協力すること。

## (2) 施設利用当日について

- ① 入館時に利用者の体調を確認し、次の条件に該当する方は入館を自粛させてください。
  - ・ 37.5℃以上の発熱がある。
  - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
  - ・ 過去 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある。
  - ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている方。
- ② 感染発生時に備え、参加者の連絡先等の名簿を作成し管理者に提出してください。  
また、すべての連絡先等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があることを周知し承諾を得てください。  
さらに、利用後に感染者が発覚した場合は速やかに当館へお知らせください。
- ③ 「3つの密」の回避に努めてください。
- ④ 表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めてください。大声での発声、歌唱や声援等、声を発する活動の際も出演者の本番時を除きマスク着用です。また、マスクがない参加者へは予備マスクを準備し着用を促してください。マスク着用が難しい吹奏楽器の利用や舞踊等の息が上がる利用については、より一層お互いの距離（最低 2m以上）を確保するとともに、会話は控えてください。
- ⑤ 定期的に手洗い、手指の消毒を実施してください。なお、各施設で使用する手指用の消毒液等は、利用者で準備してください。
- ⑥ 人と人との十分な間隔（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保してください。
- ⑦ 最低 1 時間に 1 度、10 分程度の換気（窓や出入口の解放）を実施してください。なお、その間の大きな音が出る行為はお控えください。
- ⑧ 利用時間は、極力短時間に設定してください。
- ⑨ 対面での会話は可能な限り控えてください。（同一方向を向いての利用を推奨）
- ⑩ 参加者に新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のインストールを促し、入館時に稼働するよう周知してください。
- ⑪ 複数名での飲食をされる場合、ビュッフェ形式にならないよう個別に用意してください。また、席配置は身体的距離を確保するよう努めるとともに真正面は避け、食事中は会話を控えてください。なお、熱中症対策として水分補給はこまめに行ってください。

## 5 イベント等開催にあたっての留意事項

公演関係者（主催者）は感染予防のため、本ガイドライン「4 施設の利用にあたっての留意

事項 (2) 施設利用当日」とあわせて、以下について対策を講じてください。

(1) 係員による対策について

- ① 不特定多数と接する係員は、マスク及びフェイスシールド、手袋等を着用して感染予防・防止に努めてください。
- ② 公演関係者の人数は必要最小限に調整してください。
- ③ 接触する可能性がある共用物品・設備をこまめに消毒してください。

(2) 当日券やグッズ等の販売に伴う対策について

- ① 対面販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置して購入者との間を遮蔽してください。また、マスク及びフェイスシールド、手袋等を着用してください。
- ② 購入者が密集しないよう身体的距離の確保をしたうえで列整理を行ってください。
- ③ 現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売やキャッシュレス決済で販売を推奨します。また、現金の取り扱いについては、手渡しはせずにキャッシュトレイ等を使用し金銭授受を行ってください。
- ④ グッズ等の販売は、最低限の応援グッズ等、数や種類を最小限の規模に抑え、多くの方が触れるようなサンプル品・見本品については取り扱わないでください。
- ⑤ 物販に関わる係員は、こまめな手指消毒を徹底してください。

(3) 開場前の対策について

- ① 密集しないよう混雑回避に努めてください。
- ② 待機列が必要な場合においては、来場者同士が十分な距離（最低1m）を確保して整列できるよう、目印となる掲示物や足下マーク等の設置を行ってください。また、誘導員を配置してください。
- ③ 会話をなるべく控えるよう拡声器等を用いて案内してください。事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等、検討してください。
- ④ 楽屋口等での出演者の入り待ち、出待ちは控えるよう呼び掛けてください。

(4) 来場者の入場時（もぎり等）の対応について

- ① 係員は、来場者の体表面温度測定および検温を実施するなど来場者の体調を確認し、発熱等の症状がある者が発生した場合はイベントの参加を控えてもらうよう対策を講じてください。また、その際の払い戻し措置等を規定してください。
- ② 来場者の手指消毒を励行してください。なお、使用する手指用の消毒液等は、利用者で準備してください。
- ③ チケットもぎり等は、来場者が自分で半券を切って箱に入れていただき係員がそれを目視

で確認する等、なるべく互いに接触を控える対策を講じてください。

- ④ 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、来場者の持ち物に係員は極力触れないようにしてください。
- ⑤ パンフレット・チラシ・アンケート等は、極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

(5) ホワイエ（ロビー）等、休憩スペースの来場者対応について

- ① 対面での会話はできるだけ控えていただくよう、表示や館内放送等を用いて促してください。
- ② 椅子、テーブル等の消毒をこまめに行ってください。
- ③ 公演前後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ④ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(6) トイレについて

- ① 密集しないよう、アナウンスによる誘導や係員を配置して列整理を行ってください。
- ② 定期的にドアノブ等の消毒を行ってください。

(7) 客席内の感染防止策について

- ① 指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる前後左右を空けた席配置に努めてください。
- ② 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ってください。また、ステージ上において最前列の来場者に影響のない位置（距離を置く対策）を確立してください。
- ③ マスクの着用を徹底してください。
- ④ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ⑤ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ⑥ 影アナウンスを用いて注意事項等、感染拡大防止対策の案内をしてください。また、一般的禁止行為に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることを告知してください。
- ⑦ 開場・休憩・終演時間は、客席内出入口をすべて開放し積極的に換気を行ってください。
- ⑧ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください。また、来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- ⑨ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(8) 来場者の退場時の対応について

- ① 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ② 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

(9) ステージ利用について

- ① 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ② 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ③ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めてください。
- ④ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。

(10) 楽屋利用について

- ① 可能な範囲で常時換気をしてください。
- ② 必要に応じたアルコール等の消毒液を設置してください。
- ③ 食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行ってください。
- ④ ケータリング等では、ビュッフェ形式にならないよう配慮してください。また、飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供してください。
- ⑤ 弁当等の食事は、表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布してください。また、利用者同士の共有を避けるため使い捨ての容器を使用するようにしてください。
- ⑥ ゴミ廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗い・手指消毒を行ってください。
- ⑦ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

## 6 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- (2) 対応する係員は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用を徹底してください。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

## 7 管理者による感染症予防対策への取り組み

- (1) 館内に注意喚起を促す掲示板ならびに各出入口にアルコール消毒液の設置。
- (2) マスク着用による案内、接客。

- (3) ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- (4) 共有スペースの机や椅子の間引き。
- (5) 共用物品・設備（ドアノブ、手摺り、スイッチ、自動販売機等）の消毒。
- (6) 施設利用終了後、60分程度の換気。
- (7) 受付窓口に感染防護用として透明アクリル板または透明ビニールカーテンの設置。
- (8) 職員等に対し、出勤前に37.5℃以上の発熱や風邪のような症状のある場合は自宅待機。また、感染が疑われる場合には保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

<参考>

■ 市内公共施設の利用について

: 令和2年7月10日改定 : 南相馬市新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策

: 令和2年7月9日改定 : 福島県

■ 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

: 令和2年5月25日付 : 全国公立文化施設協会

■ 音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

: 令和2年7月10日策定 : 一般社団法人コンサートプロモーターズ協会  
一般社団法人日本音楽事業者協会  
一般社団法人日本音楽制作者連盟